

新たな公共交通（赤羽西・西が丘ルート）実証運行事業者の選定に係る
プロポーザル公募要項

令和8（2026）年5月

1 目的

本要項は、新たな公共交通（赤羽西・西が丘ルート）の実証運行に向け、公募型プロポーザル方式により、事業者から事業提案を受け、審査委員会において厳正かつ公平に審議した上で、運行事業者を選定することを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業名

新たな公共交通（赤羽西・西が丘ルート）実証運行事業

(2) 事業概要

新たな公共交通の運行に関わる一切の業務（車両の提供（整備点検を含む）、バス停の設置・維持管理・撤去、運賃徴収、運賃収入や乗降客数の報告、運行に伴う安全管理体制の確保等）を行うものとする。

なお、詳細は別紙1「新たな公共交通（赤羽西・西が丘ルート）実証運行の考え方」のとおりである。

(3) 運行準備期間及び試験運行

運行準備期間は、運行事業者決定の日から試験運行開始の前日までとし、試験運行の開始は、令和9年3月を目標とするが、最終的には事業提案に基づき、北区と事業者の間の協議により決定する。

試験運行とは、実証運行の開始に向け、本格運行を想定した車両の使用による、時刻表、運行ルート等を定めた試験運行計画に基づく試験的な運行を言い、期間は約1年間とする。

また、試験運行の実績は本格運行に向けた評価の対象としない。

なお、試験運行の詳細は別途、協定書等によって定める。

(4) 実証運行

実証運行とは、試験運行の結果を踏まえ、協定書等により定める期間においてあらかじめ定めた目標値等の達成状況等を評価し、その結果をもって本格運行への移行を判断する運行を言う。

(5) 本格運行への移行

本格運行への移行には、北区地域公共交通会議において、運行事業者の提出する実証運行の事業報告や本格運行の事業計画等を審査し、運行事業者が本格運行の事業者として適切と認めるときに、北区が運行事業者を本格運行事業者に決定する。

3 プロポーザル参加者に要求される資格

プロポーザル参加者に要求される資格は、参加表明書等提出期限（令和8年6月11日）において以下の要件をすべて満たすものとする。なお、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で

失格とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けた者のうち、同法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (2) 東京都区部の区域内において高速バスを除く路線定期運行のバスの運行実績を有する者であること。
- (3) 令和9年中に試験運行及び令和10年中に実証運行の開始が可能な事業能力を有している者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続きの適用を受けている者又は申請をしている者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札に参加できない者でないこと。

4 プロポーザル審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式で実施する。

プロポーザルにおける審査項目は別紙2「新たな公共交通（赤羽西・西が丘ルート）実証運行事業者の選定に係るプロポーザル審査基準（案）」に掲げるものとし、「新たな公共交通（赤羽西・西が丘ルート）実証運行事業者の選定に係るプロポーザル審査委員会設置要綱」に規定する審査委員会が審査し、選定する。

なお、一次審査と二次審査は同日に実施する。

(1) 第一次審査

第一次審査では、企画提案者の全てに対して、書類審査をもって実施する。

(2) 第二次審査

第二次審査では、企画提案者の全てに対して、提出した企画提案書に基づきプレゼンテーション（15分程度）を行い、その後に審査委員会が質疑応答（20分程度）を行い、総合的な評価を実施する。

なお、プレゼンテーションにおいては、資料の追加、パソコン等の機材の持込み、使用は認めない。

審査方法については、状況により変更する場合があるが、その場合は事前に企画提案者に通知する。

5 提出書類

(1) 提出書類の公表期間

令和8年5月28日（木）から令和8年6月11日（木）午後5時まで

(2) 公表方法

- ①北区ホームページに掲載する。
- ②北区役所第二庁舎3階入札室前掲示板に掲示する。

(3) 提出書類の入手方法

北区ホームページよりダウンロードすること。

6 プロポーザル参加申し込み

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下のとおり参加表明書（様式1）の提出により、参加申し込みを行うものとする。

- (1) 提出期限： 令和8年6月11日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法： 事前に担当者へ連絡し、下記（3）の提出先へ持参または簡易書留で郵送すること（6月11日（木）必着）。
- (3) 提出先： 〒114-8508 北区王子本町 1-15-22
北区役所都市整備部交通事業担当課（区役所第一庁舎3階11番）
窓口対応時間：土日を除く午前8時30分から午後5時まで
電話：03-3908-9216（直通）
FAX：03-3908-8336
E-mail :kotsutanto-ka@city.kita.lg.jp 担当：森田、碓

7 企画提案書の作成及び提出

別紙1「新たな公共交通（赤羽西・西が丘ルート）実証運行の考え方」、及び「企画提案書等作成要領」により作成すること。

- (1) 提出期間： 令和8年7月2日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法： 事前に担当者へ連絡し、下記（3）の提出先へ持参または簡易書留で郵送すること（7月2日（木）必着）。
- (3) 提出形式： 各様式について、企画提案書の提出媒体、部数が異なります。「企画提案書等作成要領」の「様式一覧」を参考に提出してください（特に様式5、様式6及びその添付資料については、編集可能な状態の電子データの提出が必要です）。
- (4) 提出先： 6（3）と同じ

8 質問及び回答

公募要項等について、質問がある場合には、以下のとおり質問書（様式3）を用いて提出すること。

- (1) 提出期間： 令和8年5月28日（木）から令和8年6月16日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法： 質問書は、電子メールにて6（3）の提出先に提出すること。
 - ①件名： 新たな公共交通（赤羽西・西が丘ルート）実証運行事業者選定プロポーザル質問（会社名）

に対し質問及び回答を電子メールにて提供する。

9 プロポーザル参加辞退

参加表明書を提出した後、都合により参加を辞退する場合は、参加表明辞退届（様式2）を企画提案書の提出期限までに、事務局に直接書面を持参すること。

10 公募のスケジュール

- (1) 公募要項の公表 令和8年5月28日（木）
- (2) 参加表明書提出期限 令和8年6月11日（木）17時まで
- (3) 参加表明辞退届 令和8年7月2日（木）17時まで
- (4) 質問書受付期間 令和8年5月28日（木）～6月16日（火）17時まで
- (5) 質問回答 令和8年6月23日（火）17時まで
- (6) 企画提案書提出期間 令和8年7月2日（木）17時まで
- (7) 第一次審査、第二次審査 令和8年8月18日（火）
- (8) 第二次審査結果通知 令和8年8月下旬

※なお、状況により、実施方法及びスケジュールを変更する可能性があるが、その場合は事前に企画提案者に通知する。

11 審査結果の通知及び実証運行事業候補者の選定

- (1) 全ての者に審査結果を書面により通知する。
- (2) 第一次審査及び第二次審査の結果を合計し、総合的に判断し実証運行事業候補者順位第1位及び第2位を決定する。
- (3) 審査結果等については、区の公式ホームページにおいて公表する。

12 その他

- (1) 無効となる参加表明書又は企画提案書等

参加表明書又は企画提案書等が次の条件のいずれか一つに該当する場合には、無効となる。

なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加を取り消す。

- ①提出を指定した書類が指定した方法、提出先及び提出期限までに提出されないもの
- ②作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの

- ②作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ④虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑤審査結果に影響を与える不正な行為が行われたもの
- (2) 提出に伴う費用
参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出に伴う費用等は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の差し替え及び再提出
提出期限以降における参加表明書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書等の公表
実証運行事業者に選定した事業者から提出された企画提案書等は、公正性、透明性、客観性を期するため、協定締結後に公表することがある。
なお、選定されなかった事業者から提出された企画提案書等は公表しない。
- (5) 提出書類の複製
提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 企画提案書等の返却
提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画提案書等は、本実証運行事業候補者の選定以外に無断で使用しない。
- (7) 資料の取り扱い
企画提案書等の作成のために区より受領した資料がある場合は、区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (8) 通信事故の責務
電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。
- (9) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、審査委員会が別に定める。
- (10) 「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守すること。

13 事務局（問合せ先）

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

北区役所都市整備部交通事業担当課（区役所第一庁舎 3 階 11 番）

窓口対応時間：土日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

電 話：03-3908-9216（直通）

FAX：03-3908-8336

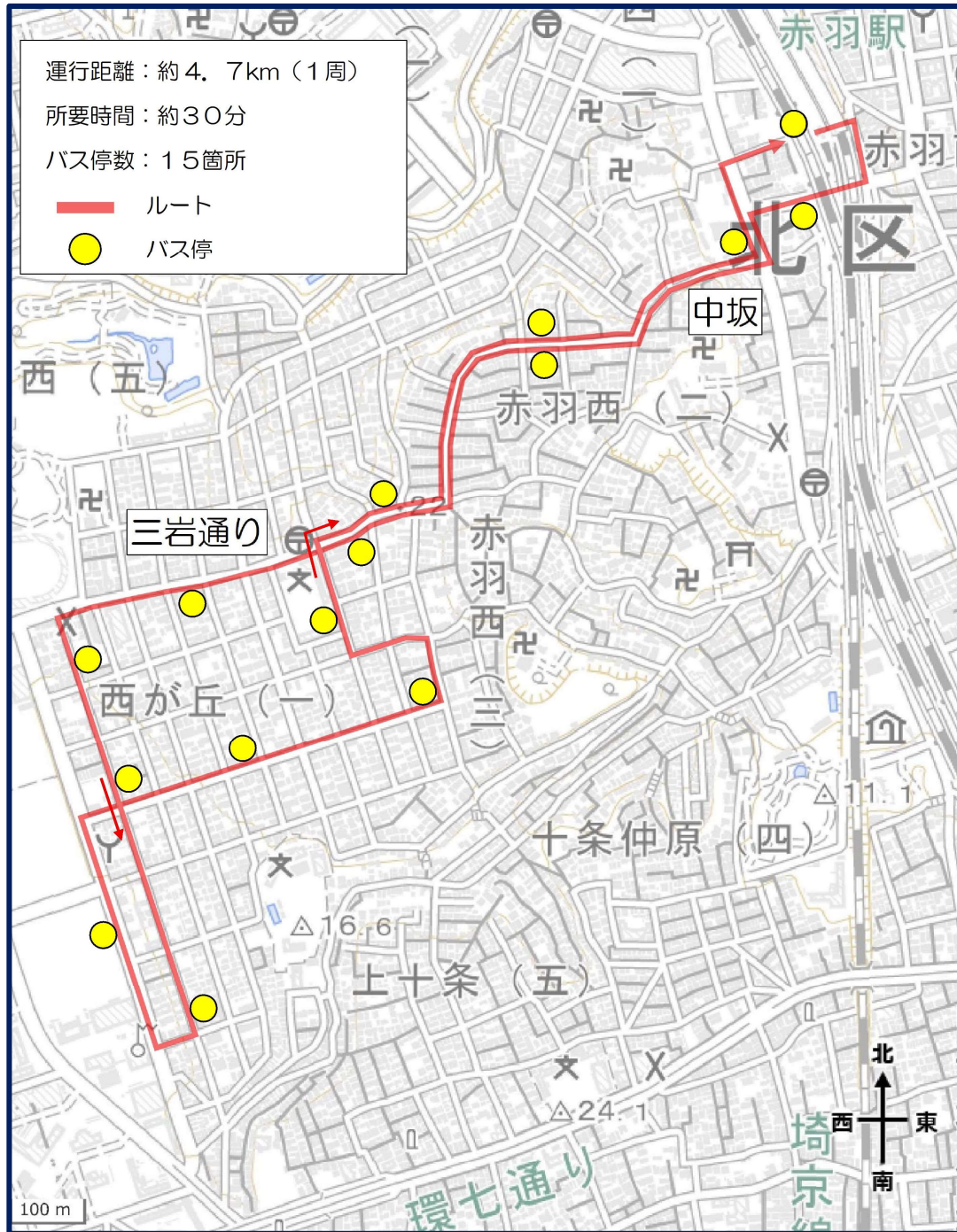
E-mail：kotsutanto-ka@city.kita.lg.jp 担当：森田、碓

新たな公共交通（赤羽西・西が丘ルート）実証運行の考え方

●実証運行（赤羽西・西が丘ルート）事業実施概要、仕様及び運行計画（素案）

導入地域	赤羽西地域
運行方式	定時定路線（一部循環）
運行経路 運行距離 バス停	<p>次頁（赤羽西・西が丘ルート案）」の運行ルート（1周約4.7km）を想定しているが、利用者の利便性向上や運行の安全等に配慮して運行経路及びバス停設置場所について、他の案を提案することができる。</p> <p>また、バス停は、約200mに1箇所を目安に設置すること（バス停の適地選定や設置・撤去は事業者が実施すること）。</p> <p>なお、実証運行の実施にあたり詳細な経路設定は、運行準備期間において、選定された運行事業者とともに、地域住民の状況把握や、運行道路に関する交通管理者や道路管理者等との協議を経て、地域公共交通会議で最終決定する。</p>
所要時間	約30分（1周）を想定しているが、運行経路等と合わせて他の案を提案することができる。
導入台数	2台（予備車両1台含む）を基本として提案すること。
運行時間	<p>午前9時台から午後7時台まで（年末年始を除く）を基本として提案すること（午後8時台の運行があると望ましい）。</p> <p>なお、実証運行の実施にあたっては、区との協議を経て決定する。</p>
運行本数	<p>概ね30分間隔（年末年始を除く）を基本として提案すること。</p> <p>なお、実証運行の実施にあたっては、区との協議を経て決定する。</p>
運賃	<p>（1）運賃 大人運賃は一般的な区部における営業路線の運賃を参考に提案すること（小人運賃はその半額）。また、以下の優遇運賃を適用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の高齢者及び障害者については、営業路線の半額程度の運賃。 ・乳幼児は無料、未就学児は同乗者1名につき2名まで無料。 <p>なお、前記と比較し、乗客にとって運賃負担が軽減する、他の案を提案することができる。</p> <p>（2）優遇運賃対象者の確認 優遇運賃が適用になる乗客の年齢確認方法等について、提案すること。</p>
運行車両	<p>「Toyota e-Palette」を使用すること（他の車両を使用する提案は認めない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗車定員17人（座席7,立席9,運転手1） ・全長4.95m、全幅2.08m、高さ2.65m <p>運行車両は、架装も含めバス事業者が用意する。</p>
運行補助	バス停設置・維持管理・撤去に関わる費用及び運行経費（人件費、電気代・燃料油脂費、車両修繕費、その他運送費、一般管理費等運行に関わる一切の費用）と収入の差額については、予算の範囲において区が負担する。
区の支援	<p>運行に必要な認可取得に関わる業務等は、バス事業者が行うこと。</p> <p>ただし、区は必要に応じ、以下の項目について可能な範囲で支援・協力する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 時間調整場所の確保 ② バス停設置・撤去に関わる環境整備 ③ 沿線区民、道路管理者、交通管理者、既存バス事業者等との協議調整、 ④ 広報 ⑤ その他

(赤羽西・西が丘ルート案)



新たな公共交通（赤羽西・西が丘ルート）実証運行事業者の選定に係る
プロポーザル審査基準

【審査方法】

評価方法：各審査項目について、審査基準に沿ってそれぞれ「a」から「e」の5段階で評価を行い、あらかじめ定めた審査項目ごとの重み付けによる係数を乗じ、委員の評価点とし、各委員の点数を合算したものを総点数とする。

【第一次審査の審査項目・審査基準】

区分	審査項目	審査基準	
応募者の概要 (様式5)	①財政基盤の安定性	・財政状況は健全であるか。	
	②自己資金力	・自己資金は確実に保有されているか。	
	③過去3年間の決算状況	・決算状況に問題はないか。	
	④資金調達状況	・補助金、借入金、自己資金等による資金調達計画が適切であるか。	
1. 運行経費等の 経済性 (様式6-1)	①年間 運行 経費	(1)妥当性	・安全運行を確保し、バス事業の継続性を可能とする経費であるか。 ・区の財政負担に配慮した事業計画であるか。
		(2)コスト低 減の提案	・コスト低減の具体的な提案が示されているか。 ・北区の負担が軽減される具体的な提案が示されているか。
	②バス停製作・設置・維持 管理費用	・バス停の製作・設置・維持管理に関する費用について、具体的な提案が示されているか。	
	③運行計画（素案）を上 回る魅力ある提案	・区の運行計画（素案）と比較し、より良い具体的かつ実現性のある提案が示されているか。	
2. 運行計画 (素案)の実現 化、需要拡大へ の取り組み (様式6-2)	①運行に向けた工程管 理	・可能な範囲で試験運行の早期開始に向けた工夫や工程管理について、適切な提案が示されているか。 ・安定した運行体制整備のための運転手の確保について、具体的な方策があるか。	
	②乗り継ぎの利便性	・実証運行エリア付近の他の公共交通機関及び本路線との乗り継ぎ等について、具体的な提案が示されているか。	
	③運行管理	・車両基地の位置や回送時間等を踏まえた具体的な提案が示されているか。 ・情報通信技術を活用した運行管理の提案が示されているか。	
	④操車能力	・イベント時等の対応方法について、実現性のある適切な提案が示されているか。	
	⑤利用促進への取組 み	・地域の特性を踏まえた具体的な提案が示されているか。 ・高齢者や障害者など運賃優遇者の本人確認方法等について、乗客に配慮するとともに効率的に確認できる方法と、運賃収受の提案が示されているか。 ・区の運行計画（素案）にない運賃優遇等の提案がある場合は、収支計画との見合い等で評価できる提案が示されているか。	
3. 危機管理対 応 (様式6-3)	① 対応能力	・災害発生時や事故・故障時、着雪・路面凍結時等の体制や対応方法について、適切で具体的な提案が示されているか。	
4. 安全確保 (様式6-4)	①運行の安全性	・運行の安全性確保への取組みについて、具体的な提案が示されているか。	
5. 快適性 (様式6-5)	①多様な利用者の利便 性	・多様な利用者の利便性向上に向けた具体的な提案が示されているか。	
	②環境への配慮	・環境への配慮の取組みについて、具体的な提案が示されているか。	

【第二次審査の審査項目・審査基準】

区分	審査項目	審査基準
プレゼンテー ションに関する事 項	① 事業者の地域公共交 通に対する考え方	・地域公共交通を担うものとしての社会的な役割、及び理念を含めた事業において大切にしていることについての考え方が示され、かつ、その内容が適切であるか。
	② 事業に対する意欲	・プレゼンテーションに説得性はあるか。 ・プレゼンテーションは、事業者の工夫、特に力を入れている点が示され、熱意が感じられものであるか。
	③ 社会状況や地域特性 等の課題への対応及 び将来的な発展性	・地域特性や、現在の運転手不足等の厳しいバスの運行環境等を踏まえ、区の運行計画（素案）やそれを上回る実現可能で、評価に値する提案となっているか。 ・将来的な当該地域の公共交通の充実・最適化に寄与する提案となっているか。

東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項

受注者は、委託契約、賃貸借契約、役務の提供に関する契約等個人情報その他の情報資産を取り扱うすべての契約を締結するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年1月個人情報保護委員会発）（以下「ガイドライン」という。）、北区情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成16年3月25日区長決裁東京都北区訓令第5号）、北区情報セキュリティ対策基準（平成16年3月26日区長決裁15北区区第814号）及び発注者が指示する、北区情報セキュリティ実施手順（全庁共通編）（令和7年3月24日区長決裁6北政企テ第7964号）並びに本契約による業務を主管する課の情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

（秘密保持義務）

1 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8号に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）その他の情報資産（以下「情報資産」という。）を、第三者に漏らしてはならず、従事者への周知徹底を図らなくてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

（再委託の禁止）

2 受注者は、この契約による業務を原則第三者（子会社を含む。）に再委託してはならない。ただし、附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、業務の着手前に、次に掲げる書面を添えて再委託する旨を発注者に申請し、承諾を受けなければならない。なお、受注者は、再委託先に対して本契約に基づく受注者と同等の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（1）再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明記した申請書

（2）申請日前3箇月以内に発行された再委託先の履歴事項全部証明書

（3）受注者に対して、再委託先が本特記事項を遵守する旨を誓約した書面の写し

（目的外使用の禁止）

3 受注者は、情報資産をこの契約による業務の目的以外に使用してはならない。

（外部提供の禁止）

4 受注者は、情報資産を第三者に提供してはならない。

（複写、複製及び持ち出しの禁止）

5 受注者は、情報資産を発注者の許可なく複写、複製及び持ち出しをしてはならない。

（引渡し）

6 発注者から受注者への情報資産の引渡しは、発注者の指定した職員が、指定した日時及び場所において行い、受注者は、情報資産の預かり証を発注者に提出しなければならない。

(裏面あり)

(保管及び管理)

7 受注者は、情報資産の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防止しなければならない。

(教育の実施)

8 受注者は、本特記事項を受注者の従事者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、発注者が必要と認めるときは、その実施記録を適宜発注者に提出しなければならない。

(返還)

9 この契約による業務を終了したとき又は発注者が情報資産の提出を請求したときは、受注者は、その保有する情報資産を直ちに返還しなければならない。なお、返還に当たっては、受注者が本契約の履行に当たり発注者から受け取った全ての情報資産を返還した旨を記載する証明書を提出しなければならない。

(廃棄)

10 前項の規定にかかわらず、発注者が必要と認めるときは、受注者は、発注者の職員の立会いの下、情報資産を廃棄しなければならない。

(立入検査及び調査)

11 発注者は、情報資産の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受注者に対して必要な報告を求め、この契約による業務の処理に関して指示を与えることができる。

(定期及び随時報告)

12 受注者は、定期的に、及び発注者が求めたときは、情報資産の取扱いについて適正な保管及び管理を実施している旨を発注者に対し報告しなければならない。なお、当該契約が個人情報を取り扱う業務である場合は、受注者は、発注者が別に定める様式により、前記の状況を発注者に報告しなければならない。

(事故報告)

13 受注者は、情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が生じたときは直ちに発注者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(受注者による再委託先の指導)

14 第2項の定めに基づき発注者が承諾した再委託先がある場合は、受注者は再委託先に第3項から第13項までについて同様の取扱いを求め、その履行を受注者の責任により管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告することとする。

(損害賠償)

15 受注者が第1項から前項までの義務に違反し、又は怠ったことにより、発注者が損害を被った場合には、受注者は発注者に対しその損害を賠償しなければならない。